

「ウイズ コロナ」「アフター コロナ」のために

エステティックサロンは日本エステティック機構に登録しましょう！！

・登録は無料です。

(ただし認証等の取得費用や講習会等への参加費用はいただきます。)

・登録特典

1. 登録番号を発行します。
ーサロンの「身分証明」となります。ー
2. 登録番号と社名が入った自己宣言ポスターのデータを作成して送付します。
ーサロンに掲示することでサロンの信用が向上します。ー
3. エステティックサロン認証の申請を希望する事業者には認証費用等に関して、「エステティックサロン認証基準運用規程」に定める特典を与えます。
ーサロン認証を取得する時に有利となります。(内容は検討中)ー
4. 行政からの情報を定期的に提供します。
ー行政からの情報は知らないで困ると情報がたくさんあります。ー
5. 当機構主催の講習会、勉強会等の情報を提供します。
ー経営に役立つ講習会などを企画しております。ー
6. サロン運営上の相談について対応いたします。

・登録条件

1.特商法に指定されているエステティックサービス契約※はしていない、もしくは特商法に指定されているエステティックサービス契約*を行っている場合は、当機構指定の法定書面(契約書・概要書面)を使用しているか、当機構が法令に遵守していると認めた法定書面を使用していること。

※契約金額が 5 万円(エステティックサービスを提供するにあたり販売した商品も含む)を超え、且つ役務提供期間が 1 カ月を超える契約

2.脱毛をしていない、もしくは以下の条件のいずれかに該当する脱毛のみを実施している。

a. 当機構の認証機器もしくは日本エステティック振興協議会「美容ライト脱毛適合審査制度」に合格した安全な脱毛機器を使用しており、施術者は、同協会の実施する「美容ライト脱毛安全講習会」を受講している。なお、一部上記の機器以外を使用している場合は将来的にすべて上記機器の使用を約することを条件に登録を認める。

b. 上記の(a)以外で法令に抵触しない脱毛を行っている。

c. 脱毛を行っていない。

3.当機構が別途定める、「法令遵守及び消費者保護条項」を宣言できる。

・登録は以下まで



お問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本エステティック機構 事務局(担当 高橋・中本)
〒102-0082 東京都千代田区一番町 25 番地 JCII ビル 5F
電話:03-3230-8002 / FAX:03-3230-8003/e-mail : pr@esthe-npo.org